

# 日本版同一労働同一賃金

参加費  
無料

## ガイドラインの読み間違いに注意

～中小企業も令和3年4月1日から施行。慌ててガイドラインを読み、誤解のもとで賃金制度を変更しようとしていませんか？  
今一度落ち着き、理解してから検討を～

既に中小企業でも施行済みの日本版同一労働同一賃金。新聞紙面でも取り上げられ、複数の最高裁判例、法律改正、ガイドライン等も出され、情報が渦巻くなか、「同一労働同一賃金」という言葉の持つイメージが先行し、誤解が生じているケースが見受けられます。

本セミナーでは最高裁判例の射程距離を踏まえ、誤解しやすいガイドラインの読み方を解説いたします。同一労働同一賃金の対応に悩む経営者の方、労務ご担当の方はぜひご参加ください。



ONLINE SEMINAR 2021

●日時

2021年11月9日(火)  
14時～15時30分

●講師

神戸明石町法律事務所 弁護士

松谷卓也氏

●定員 40名(先着順)

- 1 同一労働同一賃金ガイドラインとは
- 2 最高裁判例解説
- 3 基本給の格差＝同一労働同一賃金違反？
- 4 手当の差異
- 5 貴社において検討すべきこと、注意すべきこと

### 問合せ

神戸商工会議所 中小企業振興部  
電話：078-303-5810

### 申込方法

1. 下記のURLまたは二次元バーコードよりお申し込みください。  
<https://questant.jp/q/4J1VVNXI>
  2. 開催1週間前を目途に、参加方法の詳細をメールでご案内します。
- ※受講申込者の個人情報は当商工会議所事務局による厳重な管理のもと、当講演会の運営・管理に利用するとともに、当商工会議所の主催する諸事業のご案内に利用することがあります。

QRコードにて受付中

